

令和7年第7回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和7年7月28日(月)					
開催場所	日高市役所 501会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後2時00分					
議長	福井 一洋					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	吉原 一雄	欠席	8	福嶋 輝幸	出席
	2	道谷 淳史	出席	9	清水 典子	出席
	3	瀬良 早苗	出席	10	松田 浩幸	出席
	4	島村 実	出席	11	鳴河 のり子	出席
	5	金子 純子	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	横田 拓也	出席	13	森谷 進	出席
	7	梅澤 三子	出席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	今野 利弘	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	なし
事務局	事務局長 米澤 和成 主幹 中野 俊彦 主査 小峰 賢一 主任 岡村 厚輝
傍聴人	なし
議事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第22号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について</p> <p>日程第4 専決処分について</p> <p>その他</p>

議 長

これより、議事に入ります。

**日程第1 議事録署名委員の指名**

農業委員会会議規則第14条の規定によりまして、議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、10番、11番にお願いします。

**日程第2 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について**

議案第21号農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。審議に入る前に議案の訂正があります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

5番の案件ですが、隣接農地を追加したいと相談があり、必要な書類が揃うまで申請を取下げると相談がりました。そのため、5番の案件は削除となります。

議 長

それでは、改めまして審議に入ります。

それでは、本件担当の委員より、申請地の状況について説明をお願いします。

7 番

昨日、現地を確認してきました。申請地は〇〇から〇〇の交差点に向い踏切の手前を左折して30m進んだ左側です。現地は60cm程度の雑草が生えている状況でした。

議 長  
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

申請人は、〇〇市内の賃貸住宅で妻と子〇〇人家族で生活しています。子供が生まれ、夜泣きや部屋を動き回り、隣の部屋へ騒音で迷惑をかけていないか心配もあり戸建ての自己用住宅の建築を計画しました。市街化区域や調整区域の農地以外の土地を探しましたが、希望の土地が見つからず、小中学校が近く子供が遊べる広い庭、自然豊かで閑静な環境で生活出来ることから、当申請地購入の希望に至ったものです。当該地域は、都市計画法上で地縁を有さなくても住宅が建築できる場所となります。農地区分は2種農地となり、計画目的について妥当であると思われま。

議 長

ただいま、〇〇委員及び事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

続いて議案2番、本件担当の委員より、申請人の状況について説明願います。

7 番

申請地は1番の案件の隣接地です。現地も同じように、60cm程度の雑草が生えている状況でした。

議 長  
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

申請人は、市内で不動産業を営む事業者です。申請地は駅にも近く周辺には小中学校など公共施設もあり、駐車スペースや子供が遊べる広い庭を求める購

入者も増えていて、住宅用地として速やかに販売できる土地であることから建築住宅の建築を計画しました。建築費に対して全て自己資金にて対応することとしており、資金の裏付け書類も提出されております。当該地域は、都市計画法上で地縁を有さなくても住宅が建築できる場所となります。農地区分は2種農地となり、計画目的について妥当であると思われま

議長

ただいま、〇〇委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

続いて議案3番、本件担当の〇〇委員より、申請地の状況について説明願います。

5番

申請地は〇〇地内、〇〇の斜め向かいの農地です。草刈され管理されていま

議長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

申請人は、市内で〇〇科、〇〇科を開業している病院です。予約が取れる診療を行っていますが、予約なしで来院される患者も多く駐車場が不足して困っている状況です。そのため、申請地を駐車場として計画したとのことです。

資金計画は費用に対して全て自己資金にて対応することとしており、資金の裏付け書類も提出されております。当該農地は3種農地となり、計画目的から必要性が認められ妥当であると思われま

議長

ただいま、〇〇委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

続いて議案4番、本件担当の〇〇委員より、申請地の状況について説明願います。

8番

申請地は〇〇地内、〇〇と〇〇の間の農地になります。現地は草刈され管理されていま

議長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

申請人は、市内で資材販売を営む事業者です。事業拡大のため、外構工事等の施工も請け負う計画があり現在利用している資材置場だけでは足りないこと、また既存の資材置場から距離的にも近いことから申請地を資材置場として計画したとのことです。申請地の農地区分は3種農地となり、計画目的について妥当であると思われま

議 長	ただいま、〇〇委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
8 番	申請地の農地区分は第3種農地と説明がありましたが、1番の案件と距離的に近いですが、1番は第2種農地で申請地が第3種農地の違いは何ですか。
事 務 局	申請地は市役所から300m以内の範囲に含まれることから第3種農地となります。
議 長	他に質疑等ありますか。
委 員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。 続きまして、議案の6番と7番は関連がございますので、一括審議でよろしいでしょうか。
委 員	はい。
議 長	それでは、6番と7番を一括審議とします。 本件担当の6番は、事務局に、7番を〇〇委員より、申請地の状況について説明願います。
事 務 局	始めに事務局より説明願います。 申請地は〇〇地内、県道〇〇線の〇〇がある信号のある交差点を〇〇方面に南に150m程進んだ道の両脇が申請地です。現地は、草木が生い茂った状況でした。
議 長	続いて〇〇委員より説明願います。
3 番	申請地は、〇〇地内で〇〇の西側です。現地は草刈されて管理してありました。
議 長	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
事 務 局	申請人は、東京都〇〇区に本店のある総合建設業を営む事業者です。東京電力が発注する電気管路工事の仮設資材置場用地として一時転用の計画をしています。本件の事業計画は〇〇から〇〇を終点として、管路工事を行うものです。該当地点でマンホールを地中へ埋設する工事を行います。工事にあたり資材及び工事車両置場が必要となることから、一時転用をしたいとのこと。事業費に対して全て自己資金にて対応することとしており、金融機関から残高証明書が提出されております。申請地の農地区分は1種農地となりますが、一時転用申請であることまた、農用地利用適合証明書が発行されていることから、計画目的に必要性があると思われ
議 長	ただいま、瀬良委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
8 番	一時転用の期間が3年とのことですが、その辺の説明をお願いします。
事 務 局	一時転用とは、農地以外に転用して利用しますが、期間満了後には農地に

議 長  
委 員  
議 長

復元することを約束して転用許可をするものです。期間は、最長で3年間となります。今回の申請は一時転用の最長期間で申請となります。

他に質疑等ありますか。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員  
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

### 日程第3 議案第22号農業中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積促進計画(案)の決定について

議案第22号農業中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積促進計画(案)の決定について審議に入ります。

はじめに本件担当の鳴河 のり子委員より申請地の状況について説明をお願いします。

11 番

先日、現地を確認してきました。複雑な地形のため公図の地番で説明します。〇〇番はミニトマトと里芋が作付けされていました。〇〇番はオクラが作付けされていました。〇〇番はさつま芋ときゅうりが作付けされていました。〇〇番2はゴウヤが作付けされていました。〇〇番は、地型が悪く水が溜まっていました。その他は、草刈りされ耕耘されていました。

議 長  
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

借受人は、露地野菜を栽培する〇〇市在住の農業者です。年間の農業従事日数は250日、経営面積は約8000㎡です。また、トラクターやトラック管理機等の農機具も所有しています。申請地は、農業経営基盤強化促進法の利用権設定が満了するため、中間管理事業に切替での申請となっています。

議 長

ただいま、〇〇委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員  
議 長

ありません。

質疑なしと認めます。お諮りします。今回の計画について、「意見なし」ということでよろしいでしょうか。

委 員  
議 長

異議なし

異議なしと認めます。本件について「意見なし」で回答します。

続いて議案2に入ります。

議事参与の制限により、〇〇委員は退室願います。

(〇〇委員退室)

事 務 局

事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

はじめに利用促進計画2-1から説明します。申請地は〇〇地内、〇〇の南西側の農地です。現地は雑草が生えていました。続いて、利用促進計画2-2について説明します。場所は〇〇地内、〇〇地区の一番南西の直角カーブから北に100m程行き左折した右側の農地です。現地は里芋が作付けされていまし

	た。
	借受人は、露地野菜を栽培する認定農業者です。年間の農業従事日数は300日、家族3人が従事しており、常時雇用者も9名います。経営面積は約6haです。また、トラクターやトラック、管理機等の農機具も多数所有しています。申請地は、どちらも借受人の経営地に隣接しており、〇〇地区は新規で借り受け、〇〇地区は更新の申請となっています。
議長	ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
委員	ありません。
議長	質疑なしと認めます。お諮りします。今回の計画について、「意見なし」ということでよろしいでしょうか。
委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。本件について「意見なし」で回答します。
	<b>日程第4 「専決処分の報告」について</b>
	日程第4 「専決処分の報告」について、農地法第4条第1項第7号が2件あります。質疑がありましたらお願いします。
委員	ありません。
議長	以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。

署 名

この議事録は、農業委員会事務局が作成したものであるが、議事録の内容が正当であることを証するため、ここに署名する。

議 長

\_\_\_\_\_

議 事 録 署 名 委 員

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_